

## I はじめに——報道における事実の重み

「報道」は、「事実を客観的かつ正確、公平に伝え」るものでなければならないし、「真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」（放送倫理基本綱領）。これが、「報道」のもっとも基本的な倫理であることを疑う放送人はいないであろう。

しかし一方で、視聴者はテレビに「わかりやすさ」や「面白さ」を求める傾向が強まっている。まわりくどい解説よりも映像やワンフレーズで伝わる説明が好まれるのは、たとえ報道番組であっても同じであろう。

放送局で報道に携わる人間は「客観的かつ正確、公平に」ということと、「よりわかりやすく」という、ときには矛盾する欲求を、安易に妥協することなく充足させなければならない。これは相当な難題である。

しかし、ここで報道する側が客観性や正確さを犠牲にした「よりわかりやすい」表現を選択してしまえば、報道における事実の重みが失われることになりかねない。今回の事案は現在のテレビ報道のこうした危うさを示している。

だが、この事案から汲み取るべきことはそれだけではない。

日本テレビ放送網（以下「日本テレビ」という）は、2011年1月8日、報道局制作の番組『news every. サタデー』のなかで、「ペットビジネス最前線」と題して、ペットのマッサージやペット保険などの最近のペットビジネスを、「利用者」の賞賛の声を交えながら紹介した（以下「本件放送」という）。しかし、画面に登場した「利用者」は、実は、これらのサービスや商品を提供している企業の社員だった。

2年あまり前の2009年3月、日本テレビは、報道番組『真相報道 バンキシャ!』（以下「バンキシャ!」という）で、自治体の裏金に関する虚偽証言を真正な告発と誤認して放送してしまった。当委員会は、同年7月、日本テレビに対して、誤認に至った経緯と再発防止策を盛り込んだ検証番組を放送するよう求める勧告をし、公表した（委員会決定第6号）。以後、日本テレビでは検証番組の制作と放送を含め、再発防止のためのさまざまな取り組みを行い、それは現在も続いている。

そのさなかに、またも深刻な問題が、同じ放送局の同じ報道の現場で起きたのである。

本件放送の背景や原因を委員会で検証していくなかで、重要なこととして浮かび上がってきたのは、放送局の上層部が現場のスタッフに放送倫理を教え込んだり押し付けたりすることの有効性には限界があり、むしろ、現場のスタッフに合う、現場のスタッフのための、放送倫理の実践を工夫する必要があるのではないかということだった。この意見書は、放送局のこうした取り組みの手がかりになることも願いつつ、公表するものである。